

佐 水 企 監 第 4 号

令和 6 年度定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 9 日

佐賀東部水道企業団

監査委員 力久 剛

監査委員 中島武子

# 令和 6 年度佐賀東部水道企業団定期監査結果報告書

## 1. 監査の対象

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までに執行された、財務及び諸契約に関する事務

## 2. 監査の実施期間

令和 7 年 2 月 4 日（火）から令和 7 年 2 月 25 日（火）まで

## 3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた予備調査表及び事務の執行管理に伴う関係書類並びに諸帳票類を検査するなど書面による監査を行うとともに、必要に応じ事業実施内容など運営全般も含め、関係職員から事情を聴取して審査を行った。

## 4. 監査の結果

予算の執行、契約及び財産管理等の財務事務について監査した結果、法令等に基づいて適正且つ合理的に執行されており、不正、不当なものは認められなかった。

なお、監査の過程において確認を要する事項については、その都度説明を受け、改善の余地がある事案については、必要に応じ関係職員へ指導及び助言を実施した。